

令和8年度 訪問看護ステーション出向研修事業 実施要領

1. 目的

病院の看護師が一定期間、地域の訪問看護ステーションに出向し、訪問看護に従事しながら退院支援・在宅療養支援のスキルアップを図る。訪問看護ステーションにおいては、職員の人材育成や看護の質の向上を図る。

また、本研修を通じて病院と訪問看護ステーションの連携強化につなげることで、地域包括ケアシステムの構築を進めることを目的とする。

2. 実施主体

公益社団法人島根県看護協会

3. 実施方法等

1) 出向方法

病院看護師が出向元（病院）との労働契約を維持したまま、出向先（訪問看護ステーション）とも労働契約を結び、出向先で一定期間継続的に勤務するものとする（在籍出向）。

2) 出向対象者

県内の病院に勤務する看護師

3) 出向先

県内の訪問看護ステーション

4) 出向実施期間

- 令和8年7月から令和9年2月末までの間で概ね3か月から6か月程度とする。

（※但し、出向者・出向元・出向先の3者が6か月以上の出向を希望した場合はこの限りではない。）

4. 出向研修に係る費用の補助

《補助対象経費》

区分	対象経費	基準額等
出向元（病院）に対する補助	出向研修期間中の代替職員人件費 〔基本給、通勤手当、賞与、諸手当（規定などで支給が義務付けられているもの）、社会保険料（雇用保険料・労災保険料等）に係る事業主負担分〕	1病院あたり月額 <u>278,000円</u> * で計算した額を上限とする 〔補助率：3/4以内〕
出向先（訪問看護ステーション）に対する補助	出向者に対する指導料 〔指導料@ <u>12,660円</u> */日×22日〕を上限、1,000円未満切捨てとする	1訪問看護ステーションあたり <u>278,000円</u> *を上限とする 〔補助率：10/10以内〕
	出向研修に必要な諸経費とし、金額10万円以上の備品購入は補助対象経費に含まない。ただし、やむを得ない事情があると知事が認めた場合はこの限りでない 〔出向者の研修等受講費及び旅費、ユニフォーム・訪問物品等購入費、参考書籍購入、賠償責任保険等加入料、パソコン・スマートフォン・タブレット・携帯電話の利用料金及びリース料等〕	1訪問看護ステーションあたり100,000円を上限とする 〔補助率：10/10以内〕 ※事前に準備をする必要がある場合、補助対象期間は、出向研修開始日10日前から出向研修終了日までとする

*今年度補助金が引き上げられたもの

5. その他

○出向対象施設の選定にあたっては、出向研修を希望する病院と訪問看護ステーションとの条件調整において決定します。事業募集後、希望のあった各機関に対してご連絡を入れさせていただきます。ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

○出向前～出向期間中において、「訪問看護ステーション出向研修支援コーディネーター」が随時相談・支援を行います。

→裏面に続く

6. 事業に関するお問い合わせ先

- 島根県看護協会 訪問看護支援センター (担当：池田貴、伊藤) TEL：0852-61-4331
○島根県健康福祉部 高齢者福祉課 (担当：那須) TEL：0852-22-6182

7. 事業の流れとスケジュール

- 1) 事業募集 (～令和8年5月中旬まで)
出向研修の受入れが可能な訪問看護ステーションは別紙に必要事項を記載の上、島根県看護協会あてご提出ください。
↓
- 2) 出向対象施設及び出向者の決定 (マッチング)
出向元 (病院) の希望を確認し、出向先施設と出向者を決定します。
↓
- 3) 出向前打合せ会の実施
出向条件の調整と出向元・出向者・出向先の顔合わせ (目的・目標の確認等) のため、出向前に打合せ会を設定させていただきます。
↓
- 4) 出向協定書の締結
出向元 (看護管理者・事務担当者)、出向先 (管理者・事務担当者)、看護協会、県担当者等で、出向中の給与・保険・補償・サービス規定や休暇等について検討し、出向協定書を作成、締結します。
(※協定書については、必要時雛形も提示いたします。)
↓
- 5) 出向研修計画の作成と受入れ準備 (出向先)
出向先の訪問看護ステーションは、コーディネーターと相談の上、出向者の研修計画案の作成と受入れ準備 (訪問物品の購入等) を行います。
↓
- 6) 経費補助の申請
島根県高齢者福祉課あてに出向研修に係る費用の補助の申請を行います (申請方法等については、別途ご案内いたします)
↓
- 7) 出向研修開始 (※令和8年7月～令和9年2月末までの間で概ね3か月から6か月程度)
出向研修中は、随時コーディネーターが出向先を訪問または連絡し、出向者及び出向先指導者に対し相談・支援を行います。また定期的に振り返りの会を開催し、出向元担当者・出向者・出向先指導者・コーディネーター等で、達成度の評価や情報共有を行います。
↓
- 8) 出向研修終了
↓
- 9) 出向研修報告及び評価票の提出 (～令和9年3月末頃まで)
所定の「評価票」様式をもとに、出向元・出向者・出向先の3者が研修全体の評価を行います。

8. 参考資料等

- 別添「令和8年度 島根県訪問看護ステーション出向研修事業イメージ図」
○公益社団法人 日本看護協会「訪問看護出向事業ガイドライン」
＜掲載先：公益社団法人 日本看護協会ホームページ＞
<https://www.nurse.or.jp/nursing/zaitaku/houmonkango/index.html>

令和8年度 訪問看護ステーション出向研修事業概要

1.事業目的

病院の看護師が一定期間、地域の訪問看護ステーションに出向し、訪問看護に従事しながら退院支援・在宅医療支援のスキルアップを図る。訪問看護ステーションにおいては、職員の人材育成や看護の質の向上を図る。また、本研修を通じて病院と訪問看護ステーションの連携強化につなげることで、地域包括ケアシステムの構築を進めることを目的とする。

2.実施主体

公益社団法人 島根県看護協会

3.事業概要

- 1) 出向方法：病院看護師が出向元（病院）との労働契約を維持したまま、出向先（訪問看護ステーション）とも労働契約を結び、出向先で一定期間継続的に勤務するものとする（在籍出向）。

* 出向先のメリット：両者と労働契約を結んでいることから、訪問看護ステーション職員として単独で訪問看護業務を行うことが可能で、ステーションとして介護報酬や診療報酬を算定できる。機能強化型訪問看護管理療養費3算定要件に該当

- 2) 出向対象者：県内の病院に勤務する看護師
- 3) 出向先：県内の訪問看護ステーション
(※但し、病院と同一法人内の訪問看護ステーションへの出向は本事業の対象外とする)
- 4) 内容：訪問看護師の指導のもと、訪問看護の同行訪問・単独訪問を通して、退院調整、在宅復帰支援・在宅療養を支援するために必要な看護知識・技術を学ぶ。また、在宅療養支援のため、地域における多職種連携について理解を深める。
- 5) 出向期間：概ね3か月から6か月程度とする。
(※但し、出向者・出向元・出向先の3者が6か月以上の出向を希望した場合はこの限りではない)
- 6) 出向研修に係る費用の補助：
 - ①出向元（病院）…代替職員人件費
 - ②出向先（訪問看護ステーション）…研修に係る指導料及び諸経費（訪問物品等）

令和8年度 訪問看護ステーション出向研修事業イメージ

島根県

委託

報告

公益社団法人 島根県看護協会
Shimane Nursing Association

コーディネーター

- ニーズ等の把握
- 出向者及び出向先施設の選定/承認
(マッチング)
- ↓
- 出向条件の調整
- ↓
- 出向研修に係る経費補助(県実施)
(出向元に対する人件費補助、出向先に対する指導料及び必要経費等補助)
- ↓
- 出向研修中の支援
(出向看護師・出向元・出向先との目的・目標の確認、出向先に対する受入れ準備支援、教育体制構築支援、出向看護師との定期的な面談(1回/月程度)等)
- ↓
- 事業評価・検討

①出向研修希望
(目的・人数・期間・経験年数等)

病院
(出向元)



②出向研修調整
(両施設の状況把握、施設・看護師の決定等)

③出向研修契約
(勤務条件等)



①出向研修受け入れ希望
(目的・人数・期間・経験年数等)

訪問看護ステーション
(出向先)

